

食品表示法 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	1
○食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)	2
○工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)	4
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)	5
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	16
○独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)	17
○独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成十一年法律第八十三号)	18
○消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)	20
○健康増進法(平成十四年法律第三百三号)	21
○公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)	27
○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)	28
○消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)	29
○農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	31

改 正 後		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	(略)	法律	(略)
事務	第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	事務	第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
現 行		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法律	(略)	法律	(略)
事務	第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	事務	第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

改 正 後

現 行

第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、前条第一項の規定により規格又は基準が定められた器具又は容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

② 前項の規定により表示につき基準が定められた器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

③ 販売の用に供する食品及び添加物に関する表示の基準については、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）で定めるところによる。

第二十一条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品添加物公定書を作成し、第十一条第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び食品表示法第四条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。

第六十五条の二（略）

②（略）

③ 厚生労働大臣は、第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第六十二条第一項若しくは第二項において準用する第十一条第一項に規定する基準又は規格を定めたときその他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示につ

第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

② 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

（新設）

第二十一条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品添加物公定書を作成し、第十一条第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第十九条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。

第六十五条の二（略）

②（略）

③ 厚生労働大臣は、第十一条第一項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する基準又は規格を定めたときその他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定

いての基準を定めることを求めることができる。

する表示についての基準を定めることを求めることができる。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「工業標準化」とは、次に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。</p> <p>一 鋳工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）による農林物資を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度</p> <p>二 〇六 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「工業標準化」とは、左に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「工業標準」とは、工業標準化のための基準をいう。</p> <p>一 鋳工業品（医薬品、農薬、化学肥料、蚕糸及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）による農林物資を除く。以下同じ。）の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度</p> <p>二 〇六 （略）</p>

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農林物資の規格化等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化（第十九条の十三―第十九条の十六）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 罰則（第二十四条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、飲食料品以外の農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによつて、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）による措置と相まつて、一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。</p> <p>（日本農林規格の制定）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p style="text-align: center;">農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 品質表示等の適正化（第十九条の十三―第十九条の十六）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 罰則（第二十三条の二―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。</p> <p>（日本農林規格の制定）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p>

3 農林水産大臣は、飲食物品又は第十九条の十三第一項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資のこれらの方法についての基準を除く。）を定めないとする。ただし、食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第十九条の十三第一項の規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4・5 (略)

(小分け業者による格付の表示)

第十五条 農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の四において同じ。）の付してある当該認定に係る農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。同条において同じ。）について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 (略)

(格付の表示の禁止)

第十八条 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第十九条の十三第一項に規定する飲食物品又は同条第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めないとする。ただし、同条第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4・5 (略)

(小分け業者による格付の表示)

第十五条 農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関の認定を受けて、格付の表示（第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の四において同じ。）の付してある当該認定に係る農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。同条において同じ。）について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 (略)

(格付の表示の禁止)

第十八条 何人も、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一〇三 (略)

四 農林物資の小分け業者が第十五条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

五〇八 (略)

九 外国小分け業者が第十九条の四の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

2 (略)

(外国小分け業者による格付の表示)

第十九条の四 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

(登録の取消し等)

第十九条の九 (略)

2 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一〇四 (略)

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国認定機関に対しその認定に関する業務に必要報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の

一〇三 (略)

四 農林物資の小分け業者が第十五条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

五〇八 (略)

九 外国小分け業者が第十九条の四の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

2 (略)

(外国小分け業者による格付の表示)

第十九条の四 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

(登録の取消し等)

第十九条の九 (略)

2 農林水産大臣は、登録外国認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認定に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一〇四 (略)

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国認定機関に対しその認定に関する業務に必要報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたと  
き。

六 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国認定機関の事務所、事業所又は倉庫において認定に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

七 (略)

3・4 (略)

#### 第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の十三 (削る。)

(削る。)

六 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国認定機関の事務所、事業所又は倉庫において認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

七 (略)

3・4 (略)

#### 第五章 品質表示等の適正化

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに

(略)

- 2| 内閣総理大臣は、前項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 3| 内閣総理大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 4| 農林水産大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

- 5| 第七条第二項並びに第十三条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。この場合において、同条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正をしなければ」と、同条第五項中「農林水産省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、飲食物品以外の農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

(略)

- 4| 内閣総理大臣は、前三項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。
- 5| 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 6| 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

- 7| 第七条第二項並びに第十三条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項から第三項までの場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。この場合において、同条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正をしなければ」と、同条第五項中「農林水産省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(品質に関する表示の基準の遵守)

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 (削る。)

第十九条の十三第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣)は、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

2| 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示(第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係るものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 農林水産大臣
- 二 農林水産大臣 内閣総理大臣

3| 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4| 農林水産大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

第十九条の十四 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。)は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2| 第十九条の十三第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣は、当該製造業者等に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3| 次の各号に掲げる大臣は、単独で前二項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 農林水産大臣
- 二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4| 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5| 農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請する

る。

(立入検査等)

第二十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関若しくはその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、認定に関する業務に必要報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、認定に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）若しくは指定農林物資に係る名称の表示に必要報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 内閣総理大臣又は農林水産大臣（第十九条の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第十九条の十三第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に必要報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出

ことができる。

(報告及び立入検査)

第二十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関に対し、認定に関する業務に必要報告を求め、又はその職員に、登録認定機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）若しくは指定農林物資に係る名称の表示に必要報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣又は農林水産大臣（第十九条の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に必要報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若

を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 (略)

(センターによる立入検査等)

第二十条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関又はその登録認定機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、認定に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。

しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 (略)

(センターによる立入検査)

第二十条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、認定に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 農林水産大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定によりセンターに立入検査又は質間を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質間の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 センターは、前項の指示に従つて第一項から第三項までの規定による立入検査又は質間を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

6 農林水産大臣は、第三項の規定による立入検査又は質間について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査又は質間については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第二十条の三 農林水産大臣は、前条第一項から第三項までの規定による立入検査又は質間の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

第二十一条の二 何人も、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣（当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第九條の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定によりセンターに立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 センターは、前項の指示に従つて第一項から第三項までの規定による立入検査を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

6 農林水産大臣は、第三項の規定による立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第二十条の三 農林水産大臣は、前条第一項から第三項までの規定による立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

第二十一条の二 何人も、農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣（当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第十九條の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

(内閣総理大臣への資料提供等)

第二十一条の三 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(削る。)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

八 第十九条の十四第三項の規定による命令に違反した者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第二十条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第二十条の二第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為を

2 (略)

(内閣総理大臣への資料提供等)

第二十一条の三 内閣総理大臣は、農林物資の品質に関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二十三条の二 第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地(原料又は材料の原産地を含む。)について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 七 (略)

八 第十九条の十四第四項の規定による命令に違反した者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第二十条第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項若しくは第二十条の二第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為を

した登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

(削る。)

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定め

あるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十四条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)

した登録認定機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

五 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第二十条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定め

あるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条の二又は第二十四条（第八号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 (略)

2 (略)

改 正 後		現 行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	課税標準	税率
	一〇八十六（略）	一〇八十六（略）	税率
	八十七 日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の登録	八十七 日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の登録	八十七 日本農林規格による格付の表示に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の登録
<p>農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第五項（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	登録件数	一件につき 十五万円
	一件につき 十五万円	一件につき 十五万円	一件につき 十五万円
	八十八〇百六十（略）	八十八〇百六十（略）	八十八〇百六十（略）

改 正 後	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第十一条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣</p> <p>三（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項、第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>（新設）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第十一条第二項第二号及び第三号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣</p> <p>三（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食物品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 日本農林規格又は飲食物品以外の農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）<u>（第四条第六項に規定する食品表示基準が定められた同法第二条第一項に規定する食品（酒類を除く。）の検査を行うこと。</u></p> <p>四 （略）</p> <p>五 第三号に規定する農林物資及び食品（次号において「農林物資等」という。）の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、農林物資等の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。</p>	<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食物品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、<u>日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。</u></p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。</p> <p>四 （略）</p> <p>五 第三号に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、<u>第三号に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。</u></p>

七〇十一 (略)

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号の規定による検査及び質問並びに同法第二十条の二第一項から第三項までの規定による立入検査及び質問
- 二 食品表示法第九条第一項の規定による立入検査及び質問
- 三〇八 (略)

七〇十一 (略)

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号の規定による検査及び同法第二十条の二第一項から第三項までの規定による立入検査
- 二〇七 (略)

改 正 後	現 行
<p>（差止請求の制限）</p> <p>第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第十条、<u>特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の十八から第五十八条の二十四まで又は食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十一条の規定による請求（以下「差止請求」という。）</u>は、次に掲げる場合には、することができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄）</p> <p>第四十三条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる規定による差止請求に係る訴えは、当該各号に定める行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 <u>食品表示法第十一条 同条に規定する食品関連事業者の行為</u></p>	<p>（差止請求の制限）</p> <p>第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第十条又は<u>特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の十八から第五十八条の二十四までの規定による請求（以下「差止請求」という。）</u>は、次に掲げる場合には、することができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（管轄）</p> <p>第四十三条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる規定による差止請求に係る訴えは、当該各号に定める行為があつた地を管轄する裁判所にも提起することができる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―<u>第十六条の二</u>）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設等</p> <p>第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）</p> <p>第二節 受動喫煙の防止（第二十五条）</p> <p>第六章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第七章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第八章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（食事摂取基準）</p> <p><u>第十六条の二</u> 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下この条において「食事摂取基準」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―<u>第十六条</u>）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設等</p> <p>第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）</p> <p>第二節 受動喫煙の防止（第二十五条）</p> <p>第六章 特別用途表示、栄養表示基準等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第七章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第八章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進を妨げているものとして厚生労働省令で定める栄養素

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

## 第六章 特別用途表示等

(削る。)

## (食事摂取基準)

第三十条の二 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下この条において「食事摂取基準」という。）を定めるものとする。

2 食事摂取基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい熱量に関する事項

二 国民がその健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましい次に掲げる栄養素の量に関する事項

イ 国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める栄養素

ロ 国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める栄養素

## 第六章 特別用途表示、栄養表示基準等

(削る。)

3 厚生労働大臣は、食事摂取基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(栄養表示基準)

第三十一条 内閣総理大臣は、販売に供する食品(特別用途食品を除く。

一)につき、栄養表示(栄養成分(前条第二項第二号イ又はロの厚生労働省令で定める栄養素を含むものに限る。次項第一号において同じ。)又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。)に関する基準(以下「栄養表示基準」という。)を定めるものとする。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の栄養成分の量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

二 前条第二項第二号イの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であつてその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして内閣府令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品(本邦において販売に供する食品であつて、栄養表示がされたもの(第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。)をいう。次号及び次条において同じ。)で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

三 前条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める栄養素を含む栄養成分であつてその正確な情報を国民に伝達することが特に必要であるものとして内閣府令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

3 内閣総理大臣は、栄養表示基準を定め、若しくは変更しようとするとき、又は前項第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、若しくは改廃

(削る。)

(削る。)

(誇大表示の禁止)  
第三十一条 (略)

しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、栄養表示基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(栄養表示基準の遵守義務)

第三十一条の二 販売に供する食品(特別用途食品を除く。)につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品(特別用途食品を除く。)の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

(勧告等)

第三十二条 内閣総理大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者があるときは、その者に対し、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第二十七条の規定は、販売に供する食品であつて栄養表示がされたもの(特別用途食品及び第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

(誇大表示の禁止)

第三十二条の二 (略)

(勧告等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品及び第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

(再審査請求)

第三十三条 第二十七条第一項(第二十九条第二項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十六条の二 第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(勧告等)

第三十二条の三 (略)

2 (略)

3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品、第二十九条第一項の承認を受けた食品及び販売に供する食品であつて栄養表示がされたものを除く。)について準用する。

(再審査請求)

第三十三条 第二十七条第一項(第二十九条第二項、第三十二条第三項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十六条の二 第三十二条の三第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二・三 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

一 第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二・三 (略)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十七条第一項(第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

改 正 後	現 行
<p>別表（第二条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）</li> <li>二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）</li> <li>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</li> <li>四 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</li> <li>五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）</li> <li>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）</li> <li>七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）</li> <li>八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの</li> </ol>	<p>別表（第二条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）</li> <li>二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）</li> <li>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</li> <li>四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）</li> <li>五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）</li> <li>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）</li> <li>七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）</li> <li>八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの</li> </ol>

○ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（一般消費者に対する産地情報の伝達）</p> <p>第八条 米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、<u>食品表示法</u>（平成二十五年法律第七十号）<u>第四条第六項に規定する食品表示基準</u>、<u>農林物資の規格化等に関する法律</u>（昭和二十五年法律第七十五号）<u>第十九条の十三第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律</u>（昭和二十八年法律第七号）<u>第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き</u>、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（一般消費者に対する産地情報の伝達）</p> <p>第八条 米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、<u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</u>（昭和二十五年法律第七十五号）<u>第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律</u>（昭和二十八年法律第七号）<u>第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き</u>、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十四の二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。</p> <p>十四の三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>十五・十六 （略）</p> <p>十七 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項に規定する基準に関すること。</p> <p>十八・十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に規定する特別用途表示及び同法第三十一条第一項に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一～二十七 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>十五・十六 （略）</p> <p>十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。</p> <p>十八・十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第二項に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一～二十七 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 （略）</p>

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化等に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十号)及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十号)及び個人情報保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

改 正 後	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本農林規格並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）<u>第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。）及び飲料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関するものを除く。）</u>。</p> <p>六～十六 （略）</p> <p>十七 家畜（家きん及び蜜蜂を含む。以下同じ。）の改良及び増殖並びに取引に関すること。</p> <p>十八～八十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 日本農林規格及び農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（<u>農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。</u>）。</p> <p>六～十六 （略）</p> <p>十七 家畜（家きん及びみつばちを含む。以下同じ。）の改良及び増殖並びに取引に関すること。</p> <p>十八～八十七 （略）</p>